

全銀協「行動憲章」の改定の主なポイント

○ 第2条（質の高い金融サービスの提供）

条文において、社会インフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努めることを明確化。

解説において、「包摂的な社会づくりへの貢献」について記載し、障がい者や高齢者を含め誰もがアクセスしやすい金融サービスの提供を強調。

○ 第5条（人権の尊重）

解説において、人権を尊重する方針を社内外へ表明することの重要性について追記するとともに、「(2)人権侵害の予防と是正措置」を新設し、人権侵害防止のための仕組みと手続きを整備し、万一人権侵害が発生した場合には速やかに是正と再発防止に努めることを明確化。

○ 第6条（多様な人材の活躍、健康・安全な職場）

条文において、多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現することを明確化。

解説において、多様な人材の活躍に資する制度構築や運用に取り組むことを示し、一人ひとりのワークライフバランスに応じて、多様な就労を可能とする柔軟な働き方の実現に努めることを記載。

○ 第7条（人材育成への取組み、金融経済教育への貢献）

新設する条文とその解説に、銀行の従業員の人材育成や能力開発に積極的に取り組み、自律的キャリア形成を促進するとともに、社外の人材に対しても金融経済教育を通じて、社会全体の金融リテラシー向上に貢献していくことを記載。

○ 第8条（環境問題等への取組み）

条文において、サステナブルな環境・社会への構築へ向けて主体的に行動することを掲げ、その解説にカーボンニュートラルへの移行や環境問題を巡る多様な関係者との連携について記載。